

令和7年度 幼稚園入園

お申し込みのご案内



鳴門市役所 こども保育教育課

受付期間 (原則) 令和6年12月2日(月)～ 令和6年12月27日(金)
※ 土・日・祝日を除く

入園願書申込先 各幼稚園 午前8時15分から午後5時

問い合わせ先 こども保育教育課 午前8時30分から午後5時15分
Tel (088) 684-1209

10. 公立幼稚園の配置について

幼稚園	連携小学校【※1】	中学校区
撫養幼	撫養小 黒崎小	第一中
桑島幼	桑島小	
第一幼	第一小 大津西小	
精華幼	林崎小 里浦小	第二中
明神幼	明神小	瀬戸中
堀江北幼	堀江北小 堀江南小	大麻中
板東幼	板東小	

【※1】連携小学校とは、互いの行事予定や課題等を共有し、一層の連携促進を図るため、幼稚園及び認定こども園、保育園（所）などに対して地域の小学校を「連携校」として指定するものです。

市内の公立幼稚園一覧

市外局番（088）

幼稚園名	所在地	電話番号
撫養幼稚園	撫養町斎田字岩崎135番地3	686-4093
精華幼稚園	撫養町立岩字内田73番地	686-4558
桑島幼稚園	撫養町大桑島字与三左谷32番地	686-9479
第一幼稚園	大津町木津野字藪の内55番地2	686-3453
明神幼稚園	瀬戸町明神字越浦70番地	688-1244
堀江北幼稚園	大麻町大谷字中筋53番地	689-2220
板東幼稚園	大麻町板東字采女34番地	689-1437



5. 算定についての注意事項

- (1) 算定は対象年度の市民税額に基づいて行っているため、申告により内容に変更や誤りがあった場合は、利用者負担額（保育料）及び所得階層が変更になることがあります。
- (2) 算定の基礎となる市民税額は、住宅借入金等特別控除などの控除前の額となります。
- (3) 未申告の場合は、算定が出来ないため、市民税額が確定次第、正しい算定を行います。
- (4) 離婚、再婚等により算定対象者がかわる場合は、速やかにご連絡ください。

6. 世帯状況確認のための必要書類等について

○ 母子・父子世帯必要書類

「児童扶養手当証書の写し」または「戸籍謄本」で確認します。

○ 在宅障がい児（者）のいる世帯必要書類

「身体障害者手帳の写し」「療育手帳の写し」「特別児童扶養手当証書の写し」「国民年金証書の写し」のいずれかで確認します。

7. 一時預かり事業について

- (1) 土曜日は撫養幼・精華幼・第一幼・板東幼の4園で実施しています。
- (2) 利用料については、保育の必要性の認定を受けた方は無償となります。その際、
①一時預かり事業利用申請書に加えて②施設等利用給付認定・変更申請書及び証明書等の添付書類の提出が必要となります。（詳細は一時預かり事業説明会でお知らせいたします）
※ 教材費・おやつ代等は別途必要です。
※ ②の申請書の提出がない場合、利用はできますが無償にはなりません。

< 一時預かり事業利用料 >

区 分		金額（園児1人につき）
8月を除く月分の利用料	月曜日から金曜日までの利用	月額 5,300円
	月曜日から土曜日までの利用	月額 7,300円
8月分の利用料	月曜日から金曜日までの利用	月額 10,000円
	月曜日から土曜日までの利用	月額 12,000円

8. 通園区域（園区）について

令和3年度より、市内の全ての公立幼稚園の通園区は「市内全域」となっており、お住まいの地域に関係なく市内全ての公立幼稚園への入園（転園）が可能です。

9. 利用定員について

入園希望者が利用定員を超える場合には、連携小学校区在住児を最優先、隣接する連携小学校区在住児を優先順位2位、それ以外を3位とし決定することとします。なお、年長児（5歳児）については、新規入園児よりも同じ園で進級する園児を優先します。選考が必要な場合には、追加で書類を提出いただく場合があります。

1. 入園の手続き

- (1) 各幼稚園に「支給認定申請書」・「入園願書」がありますので、ボールペンで記入し、第一希望の幼稚園に提出します。(※消えるボールペンの使用はしないでください。)

提出時には入園するお子さんと父・母のマイナンバーカードを一緒にご持参ください。



- (2) 施設型給付費（1号）に認定されます。

※ 幼稚園入園児は1号認定となります。

※ 認定されたことを証明する『支給認定証』は任意交付となっていますので、発行を希望する場合は、別途発行依頼書の提出が必要です。依頼書を提出された方には、幼稚園より配布、もしくはこども保育教育課より郵送されます。



- (3) 入園手続きが終了します。

2. 入園説明会

各幼稚園で1月15日（水） 午後に実施予定です。 ※時間等詳細は各幼稚園にお尋ねください。

3. 保育時間

午前8時00分 ～ 午後2時（月・火・木・金曜日）

午前8時00分 ～ 午後1時（水曜日）

4. 利用者負担額（保育料）及び所得階層の決定について

令和元年10月から幼児教育・保育無償化事業が本格的に実施され、幼稚園を利用する場合、利用者負担額（保育料）が無償となります。なお、所得階層については、国の示す階層区分により給食費における副食代（牛乳含む）が免除となるため、決定する必要があります。ただし、鳴門市においては、免除対象外の方についても副食代（牛乳含む）の免除を行うこととしております。

※所得階層は同一世帯（住民票上の世帯ではありません）に属し、生計を一にしている父母および扶養義務者の市区町村民税の税額（以下「市民税額」と表記します）により決定します。

★ 毎年9月が再決定時期となります。

4月 5月 6月 7月 8月

9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

① 前年度の市民税額に基づく算定

② 当年度の市民税額に基づく算定

① 令和7年4月から令和7年8月までの利用者負担額（保育料）及び所得階層は、令和6年度の市民税額に基づいた算定となります。

② 令和7年9月から令和8年3月までの利用者負担額（保育料）及び所得階層は、令和7年度の市民税額に基づいた算定となります。

※ 平成30年10月からマイナンバー制度による情報連携が可能となったことから、所得階層算定のための所得課税証明書等の提出は、原則不要となります。ただし、世帯状況により提出が必要な場合もあります。